第十条　情報の秘密性

1　この協定に従って入手したいかなる情報も、秘密のものとして取り扱うものとし、かつ、情報を入手した税関当局の属する国の法令に基づき同種の情報に与えられている保護と少なくとも同程度の保護が与えられる。ただし、情報を提供した税関当局が当該情報の開示に事前の同意を与えた場合は、この限りでない。

2　この条の規定は、情報を入手した税関当局の属する国の法令に基づいて義務付けられている限度において、情報が使用され、又は開示されることを妨げない。当該税関当局は、可能な限り、情報を提供した税関当局に対しその開示について事前に通報する。

3　各税関当局は、秘密の保持又は情報の使用目的の制限に関して自己が要請する保証を他方の税関当局から得ることができない場合には、他方の税関当局に提供する情報を限定することができる。

第十一条　支援を提供する義務の例外

1　被要請当局の締約国政府は、要請された支援がその国の主権、安全、公共政策その他の重大な利益を侵害すると考える場合には、支援を行うことを拒否し、又は一定の条件が満たされる場合にのみ支援を行うことができる。

2　要請当局は、同様の要請が他方の税関当局により行われたならば支援を実施することができない場合には、要請の中でその事実について注意を喚起する。そのような要請に基づく支援の実施は、被要請当局の裁量に完全に委ねられる。

3　被要請当局は、要請された支援の実施が現に行われている調査、訴追又は手続を妨げることを理由として、当該支援の実施を延期することができる。この場合には、被要請当局は、一定の条件を付することにより支援を行う可能性について判断するため、要請当局と協議する。

4　要請された支援を実施することができない場合には、要請当局は、速やかにその旨を通報されるものとし、当該要請について支援の延期又は拒否の理由を記した書面を受領する。

第十二条　技術協力

1　両税関当局は、次のものを含む税関に係る事項について、自己の権限及びそれぞれの利用可能な資源の範囲内で、技術協力を相互に行うことができる。

(a)　相互の技術に関する理解を促進するために相互に有益であると認める場合には、職員の交流

(b)　職員の専門技術を向上させるための訓練及び支援

(c)　新たな税関手続並びに取締りのための新たな装置及び技術の研究、開発及び試験の分野における情報及び経験の交換

2　両税関当局は、知的財産権の侵害及び知的財産権を侵害する物品の両税関当局の関税領域間の移動を発見し、及び防止するため、必要な協力を相互に行う。

第十三条　費用

1　両締約国政府は、この協定を実施するに当たって必要となる費用の支払を請求しない。

2　要請を実施するために高額な経費又は特別の性質の費用を現に必要とし、又は将来必要とする場合には、両税関当局は、要請を実施する条件を決定するために協議する。

第十四条　協定の実施

1　両税関当局は、必要に応じ、かつ、その権限の範囲内において、この協定の実施に関連して生ずるいかなる事項についても、相互に協議する。

2　両税関当局は、必要に応じ、この協定の実施を促進するため、この協定の範囲内で、詳細な取決めを締結することができる。

3　この協定の解釈又は実施に関するいかなる困難又は紛争も、両締約国政府間の相互の協議によって解決する。

第十五条　見出し

この協定中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第十六条　効力の発生

この協定は、署名の日に効力を生ずる。

第十七条　改正

両締約国政府は、いつでも、この協定を外交上の経路を通ずる書面による相互の合意によって改正することができる。改正は、両締約国政府が別段の合意をする場合を除くほか、前条に定める条件と同様の条件に従って効力を生ずる。

第十八条　有効期間及び終了

1　この協定は、無期限に効力を有する。ただし、いずれの一方の締約国政府も、外交上の経路を通じ他方の締約国政府に対して書面による通告を事前に行うことによって、この協定を終了させることができる。

2　終了は、1に規定する通告を受領した日の後三箇月で効力を生ずる。

3　終了の通知の時に現に行われている支援は、終了の日までにこの協定に従って完了される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十二年七月二日にブレトリアで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
吉澤裕

南アフリカ共和国政府のために
プラーヴィン・ジャムナダス・ゴーダン

○国税庁告示第二十八号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十三条第三項第二号の規定に基づき、国税庁の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件（平成十三年国税庁告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月十八日

国税庁長官　川北　力

札幌南税務署の項中「豊平区月寒東一条五丁目三番四号」を「中央区南七条西一丁目二十一番地一」に改める。

○国税庁告示第二十九号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第十八条第三項第二号の規定に基づき、国税庁の保有する個人情報の開示請求に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件（平成十七年国税庁告示第八号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月十八日

国税庁長官　川北　力

札幌南税務署の項中「豊平区月寒東一条五丁目三番四号」を「中央区南七条西一丁目二十一番地一」に改める。

○厚生労働省告示第四百三十一号

港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第二十八条第三項の港湾労働者雇用安定センターである財団法人港湾労働安定協会から、平成二十四年四月一日をもってその名称を変更する旨の届出があったので、同法第二十八条第五項の規定に基づき、平成元年労働省告示第三号（港湾労働法第十二条第一項の規定に基づき同法第十四条に規定する業務を行う法人を指定した件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月十八日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第一号から第六号までの規定中「㈠　名称　財団法人　港湾労働安定協会」を「㈠　名称　一般財団法人港湾労働安定協会」に改める。

○農林水産省告示第千七百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年七月十八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　佐賀県佐賀市富士町大字大串字二本松七六八の三二、七六八の三四、七八〇、七八二、七八三、七八四の一、八〇七の一一、九五九の一、九五九の三、字三本松五八〇、七二一、七二二の一、七二二の二、七二四、七二五、七二七、七二八

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び佐賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年七月十八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　佐賀県佐賀市富士町大字栗並字大道三〇八、字山神七一七の八（次の図に示す部分に限る。）、七三〇、七三一、七三四の二、七三四の四から七三四の七まで

二　指定の目的　水源の涵養